

第154回国会閣第87号に対する修正案

第156回国会衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会可決

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項第四号の改正規定中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）」に改める。

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える改正規定中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二条第一項に一号を加える改正規定中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第三条の改正規定の次に次のように加える。

第四条第三項中「次条第一号」を「次条第一項第一号」に改める。

第五条に二項を加える改正規定のうち同条第三項中「第一項又は第二項」を「同項又は前項」に改める。